

公教人員保險法保險費率調整對照表

113 年 9 月 9 日 臺北市政府人事處製

年資上限		適用對象	現行 保險費率	調整後 保險費率 (自 114 年 1 月 1 日 起實施)
不適用 年金者	上限 35 年	公教人員、交通部 及財政部所屬公 營事業機構人員	7.83%	7.22%
適用 年金者	具 112 年 6 月 30 日 以前保險年資者 (上限 35 年)	私立學校被保險 人、無月退休 (職、伍)金及優 惠存款人員	基本年金 10.16%	基本年金 8.89%
		適用 112 年 1 月 11 日修正公布之 公保法第 8 條第 6 項規定人員	全額年金 15.64%	維持不變
	未具 112 年 6 月 30 日 以前保險年資者 (上限 40 年)	私立學校被保險 人、無月退休 (職、伍)金及優 惠存款人員	基本年金 10.32%	維持不變
		適用 112 年 1 月 11 日修正公布之 公保法第 8 條第 6 項規定人員	全額年金 16.33%	維持不變